


# アスベストの事前調査について-概要- 1/2

2021年4月より、建築物の解体・改修・リフォームなどの工事において、対象の建築材料においてアスベスト(石綿)含有有無の調査が義務化されました。建築物(2023年10月より)・工作物(2026年1月より)ともに事前調査は、厚生労働大臣が定める講習を修了した者等が行う必要があります。調査の結果を3年間保管する必要があります。

また、一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査の結果等を電子システムで報告(2022年4月より)することになっています。

### 《アスベストの事前調査-概要-》


- すべての工事が調査対象<sup>※1</sup>です。
- 発注者から情報提供された、元請業者や自主施工者が調査を行います。



**事前調査**


報告・届け出      書類調査      現地調査

建築物・工作物  
石綿事前調査者




**分析調査**


厚生労働省が定める  
有資格者



**解体**



**改修**



**リフォーム**

※1 厚生労働省基発 1028 第 1 号より、以下は事前調査が不要とされています。  
除去対象が木材、金属、石、ガラスのみで構成されているものや、畳、電球等アスベストが含まれていない事が明らかな材料を手作業や電動工具によって固定具を外すことで除去、または取り外しが可能である等、当該材料の除去等を行う時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業。他に、釘抜きや釘打ちなどの軽微な損傷しか与えない作業(ただし、電動工具で穴を空ける作業は調査対象)、塗料の重ね塗り(既存塗膜を除去、アンカー打ち等は別)とされています。

## 電子システムで報告が必要な一定規模以上の工事

工事の対象	工事の種類	報告対象となる範囲
すべての建築物	解体	解体部分の床面積の合計が80m <sup>2</sup> 以上
建築物に設けている建築設備を含む	改修	請負金額が税込100万円以上
特定の工作物	解体・改修	請負金額が税込100万円以上

**建築設備:**電気設備(受変電、予備電源、幹線、照明器具、警報設備、避雷針など)、給水、排水、その他の配管設備(給水、給湯、排水、通気、衛生器具、グリーストラップ、給水タンク、浄化槽、ガス、消火)、換気・空調設備(暖房、冷房、換気、冷却塔)、防火設備(排煙、自動火災報知設備、非常用照明、スプリンクラー)、昇降機

**特定工作物:**反応槽、加熱炉、ボイラー及び圧力容器、配管設備(建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。)、焼却設備、貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く。)、発電設備(太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。)、変電設備、配電設備、送電設備(ケーブルを含む。)、煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。)、トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板、観光用エレベーターの昇降路の囲い(建築物であるものを除く。)

